

議案第52号

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>生活の安定と児童の健全な育成</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。<u>以下同じ。</u>）を解消した児童</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により助成を受けることができる者（以下</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、<u>その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もつてひとり親家庭の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）を解消した児童</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>3 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により助成を受けることができる者（以下</p>

「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者で、規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者若しくは社会保険各法による被扶養者のうち、次の各号に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

2 略

(1) 守口市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年守口市条例第31号)の規定により助成を受けることができる者

(2) 守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年守口市条例第12号)の規定により助成を受けることができる者

「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1)及び(2) 略

2 略

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法若しくは高齢者の医療費の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費

(3) 略

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により医療支援給付を受けることができる者

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは対象者としな~~い~~。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」とい

負担を受けることができる者

(3) 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例（平成 年守口市条例第 号）による廃止前の守口市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年守口市条例第31号）の規定により医療証の交付を受けている者

(4) 守口市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年守口市条例第19号）又は守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（平成 年守口市条例第 号）の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 略

(所得制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな~~い~~。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から6月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額

う。)を控除して得た額が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。

(2) 略

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者があるときは、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間においては、前項の規定は適用しない。

3 略

(以下「損失等控除額」という。)を控除して得た額が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。

(2) 略

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者があるときは、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間においては、前項の規定は適用しない。

3 略

4 第1項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項の規則で定める額未満になるときは、同項の規定は適用しない。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び特別療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養及び訪問看護療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、被保険者等（被保険者等であつた者を含む。）又は国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であつた者を含む。）が負担すべき額から、次に掲げる額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

- (1) 規則で定める一部自己負担額
- (2) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるときは、その額
- (3) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたときは、その額

(助成の範囲)

第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家庭訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において、この条例による医療費の助成を行わな

第4条 略

(医療費の助成の開始)

第5条 医療費の助成は、前条の規定による申請のあつた日の属する月の初日から行ふ。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定

い。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

第4条 略

(医療費の助成の適用)

第5条 医療費の助成は、前条の規定による申請のあつた日から適用する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日若しくは死別した日又は扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定

による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請することができなかつた日の属する月の初日から行う。

(医療証の交付)

第5条の2 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(医療証の提示)

第6条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が療養を受けようとするときは、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

(医療費の助成の方法)

による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請することができなかつた日の属する月の初日から適用する。

(医療証の交付)

第5条の2 市長は、第4条の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、前条の規定による医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、医療証を交付する。

(医療証の提示)

第6条 前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在地を有し、かつ、第3条第1項の規定による助成を取り扱う者であつて、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）において、療養を受け、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に対し医療証を提示しなければならない。

(医療費の助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該金額を対象者に支払うことにより行うことができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、全部若しくは一部を支払わず、又は既に医療費の助成を行つた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第9条 対象者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

第10条 略

第7条 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第4条の規定による申請があつた日から第5条の2に規定する医療証の交付があつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に医療費の助成を行つた額に相当する金額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(届出義務)

第9条 受給者は、氏名を変更したときその他の規則で定めるときは、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、規則で定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

第10条 略

(助成相当額の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から既に医療費の助成を行つた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(事実の調査)

第12条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第13条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(医療費の助成の制限)

第14条 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒ん

だときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

第 1 2 条 略

第 1 5 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条、第 5 条の 2、第 9 条、第 12 条及び第 13 条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前に行われた医療に係る改正前の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 条第 1 項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行の前に係る対象者については、平成 33 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

（守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

5 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年守口市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第 1 条から第 4 条まで 略	第 1 条から第 4 条まで 略

別表第1 (第2条関係)

項	執行機関	事務
略		
4	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年守口市条例第12号)に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行機関	事務	特定個人情報
略			
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
略			

別表第1 (第2条関係)

項	執行機関	事務
略		
4	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年守口市条例第12号)及び守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行機関	事務	特定個人情報
略			
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2号に関する事務であって規則で定めるもの	略
略			

以下 略

以下 略

6 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第1条から第4条まで 略		第1条から第4条まで 略	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
項	執行 機関	事務	事務
略		略	
4	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年守口市条例第12号) <u>及び守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成</u>	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年守口市条例第12号) <u>に関する事務であって規則</u>
		<u>年守口市条例第 号) 附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>で定めるもの</u>
略		略	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
項	執行 機関	事務	特定個人情報
略		略	

25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例及び守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例附則第2号に関する事務であって規則で定めるもの	略
略			

以下 略

25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
略			

以下 略